木協インフォメーション

一般社団法人香川県木材協会
令和７年度　冬号
（ １月～ ３月 ）

迎　春

年頭のご挨拶

香川県　森林・林業政策課　　課長　　松尾直睦

新年を迎えるに当たり、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

樋口会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、日頃より、本県の森林・林業行政はもとより、県政の各般にわたり、格別の御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、木材の利用は、地球温暖化の防止など、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化にも貢献するものであり、近年では、住宅分野に加え、公共建築物のほか、民間建築物も含めた非住宅分野など多様な木材利用の取組みが進められています。また、本県の森林では、人工林の約６割を占めるヒノキが利用期を迎えており、今後は、これらの森林資源をどのように使い、森林を守っていくかということが重要となっています。

このような中、県では今年度から「かがわヒノキ」を中心とした県産木材の利用促進を軸に、川上から川下まで一貫して支援する「かがわヒノキ振興プロジェクト」を開始しました。

そのうち、川中への取り組みとしては木材加工施設の整備を支援しており、今年４月には県産木材を使用する集成材工場が稼働する予定であり、また、今年から来年にかけ、新たな製材所や集成材工場の整備等も計画されています。

川下への取り組みとしては、県産ヒノキを使用した住宅のほか、PR 効果の高い公的施設への助成事業により、県産木材の利用促進を図っており、これらの助成事業におきましては、貴協会が事務局を務めております香川県産木材認証制度運営協議会の認証木材が対象となっておりますので、引き続きご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

さらに、昨年度作成した「かがわヒノキ」のロゴマークも活用し、動画の配信やパンフレットの配布等、「かがわヒノキ」の認知度向上と利用促進に向けた普及啓発を行ってまいりますので、皆様方にも県産木材のさらなる利用促進に向けて、一層のお力添えをお願い申し上げます。

本年も皆様方と連携を図り、森林資源の循環利用による森林の適正な整備を推進するため、「かがわヒノキ」を含む県産木材の利用を促進し、林業・木材産業の発展に貢献してまいりたいと思います。

貴協会の益々の御隆盛と、本年が貴協会の会員の皆様方にとって、実り多い年となることを念願いたしますとともに、御健勝、御多幸を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

かがわヒノキ

令和８年　新年のご挨拶

（一社）香川県木材協会　会長　樋口哲也

新年おめでとうございます。

会員の皆様、ならびに関係各位におかれましては、清々しい新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます

また平素より本協会の業務運営に対し、格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年は干支で申しますと丙午（ひのえうま）の年にあたります。

丙午は、燃え盛る炎のようなエネルギーと、物事を一気に前へと進める力を併せ持つ年とされ、古くから「変化」「転換」「再生」の象徴とも言われてまいりました。

先行きが不透明の時代だからこそ、この丙午の年を私たち木材業界にとりまして、新たな価値を生み出す転機の年としたいと考えております。

近年、木材・木材製品を取りまく環境は、原材料価格の変動、人手不足、建築需要の変化など、厳しさを増しております一方で、脱炭素社会の実現や SDGs の推進、国産材利用の拡大など、木材が本来持つ価値があらためて注目される時代でもあります。

とりわけ、地域資源である香川県産材を活かし、「地産地消」「適材適所」を進めていくことは、環境負荷の低減のみならず、地域経済の持続的発展にも大きく寄与するものと確信しております。

本協会といたしましては、会員相互の連携を一層強化し、技術・情報の共有、人材育成、需要拡大への取り組みを着実に進めてまいります。

丙午の力強い流れに乗り、これまでの慣習にとらわれることなく、挑戦を恐れず、次の世代へとつながる木材産業の未来を切り拓いていくために、皆様と力を合わせて一層努力してまいります。

結びに、本年が会員の皆様、さらには香川県の林業・木材産業全体にとりまして、実り多く飛躍の年となりますことを心より祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

＊令和８年１月５日初市売

高松市郷東町㈱太洋木材市場において

初市に買方３０名余りが参加され、㈱太洋木材市場、樋口哲也社長のご挨拶の後、買い方を代表して山一木材㈱の熊谷國次社長の乾杯音頭によって初競りが始まりました。

＊令和８年１月１７日　第 63 回木材感謝祭　15：00～

高松市室新町　出雲大社高松分祠において

今年度の木材感謝祭は役員（参加者 10 名）のみで開催しました。木材に感謝をし、業界の繁栄を祈念しました。

＊令和８年１月１７日　合同役員会　16：00～　　新春交流会 18：00～

高松市中野町　カネミツキャピタルホテルにおいて

今年度の事業実施状況と決算見込みについての合同役員会を開催後、新春交流会を開催しました。

【木材産業協同組合】 特自検（特定自主検査はお済みですか？）

荷役運搬機械と建設機械は、労働安全衛生法により定期（特定）自主検査が義務づけられています。組合では、フォークリフト検査事業を行っています。

＊検査料　3 トン未満…33,000 円・3 トン以上 39,600 円

■ どんな検査を行うのか

検査は、各機械ごとに定められた検査事項について実施し、結果を記録することになっています。

［安衛則　第151条の21、第151条の53、第167条、　第194条の23］

■ 検査の記録は

検査の結果は、所定の特定自主検査記録表（チェックリスト）に次の事項を記録して、3年間保存しなければなりません。

検査年月日　検査方法　検査箇所
検査結果　検査実施者名
検査結果の措置内容

［安衛則　第151条の23、第151条の55、第169条、　第194条の25］

■ 検査する人は

法令で定められた資格を有する検査者、または登録検査業者のいずれかによって特定自主検査を実施することになっています。

［安衛法　第45条第2項、第54条の3、第54条の4］

法定検査機器

事業者（ユーザー）からの依頼により特定自主検査を実施する登録検査業者は、次に示す検査機器を最低1セット以上保有することが、法律で決められています。

1　圧縮圧力計
2　回　転　計
3　シックネスゲージ
4　ノズルテスター
5　油　圧　計
6　電　圧　計
7　電　流　計
8　探　傷　器
9　摩耗ゲージ

＊香川県産木材認証制度運営協議会より

【かがわ県産ひのき住宅助成事業のお知らせ】

申請書受付…令和８年２月１３日まで先着順（予算額に達した日をもって受付終了）

申請を希望の方は早急に事務局までご提出ください。

新年おめでとうございます。
本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。
厳しい業況が続いておりますが、希望をもって業界発展の一助となれますよう情報発信等に努めさせていただきます。

＊FAXでの情報提供は、情報量が多いことや原稿によっては鮮明に送信することが困難なため、メールによる情報提供をさせて頂きたいと思いますので、まだメールアドレスをお知らせいただいていない方々には、お手数ですがご連絡いただけますと幸いです。

＊事務局より

高松市郷東町７９６番地７１
一般社団法人香川県木材協会
TEL087-881-9343・FAX087-881-9338
Http://www.kagawa-mokkyo.com
E-mail:k-mokkyo@msg.biglobe.ne.jp